



仕事の問  
相談室  
鳥取労働局

就労範囲が限定されたり、就労が禁止されています。その範囲を超えた就業は不法就労なので、まずはその外国人の在留資格を確認することが必要です。

**Q** 私は企業経営者です。従業員を募集しても思うように集まらず、人材不足への対応に頭を痛めています。そこで、外国人の雇用を検討しています。どのような点に注意が必要ですか。

**A** 日本に入学・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格をもつこととされています。在留資格によっては

### 在留資格確認と適正な労働環境確保



努めるべき雇用管理の結にあたっての配慮、内容などを盛り込んだ解雇等の予防と再就職「外国人労働者の雇用 援助などです。管理の改善等に関して 外国人労働者の雇い事業主が適切に対処す 入れに関して不明な点 するための指針」が定め があれば、最寄りのハ ローワーク、鳥取労働 局職業対策課に相談し 具体的には、国籍を 問わず労働基準法等の てください。労働基準 労働関係法令が適用さ 部と連携し対応しま れること、労働契約締 ず。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話 0857-29-1708